

■緊急事態宣言期間中の各施設における利用制限等

対象期間：8月2日～

施設利用の際は、新型コロナウイルス感染防止にご協力をお願いします。

施設	利用制限等	所管	
老人福祉センター長生荘	休館	福祉課 ☎62-1233	
子育て支援センターきらきらクラブ	秩父郡市内登録者のみ利用可能 1日5組まで	健康子ども課 ☎62-1288	
皆野町わく・ワクセンター	利用時間：午後8時まで 町外者による新規利用予約不可	産業観光課 ☎62-1462	
日野沢川ふれあい広場	利用時間：午後8時まで バーベキュー利用休止		
学校体育施設(体育館・グラウンド)	利用時間：午後8時まで 町外者による新規利用予約不可	教育委員会 ☎62-4563	
社会体育施設 (町民運動公園・皆野スポーツ公園・弓道場)	利用時間：午後8時まで 町外者による新規利用予約不可		
マレットゴルフ場	町外者による新規利用予約不可		
柔剣道場	利用時間：午後8時まで 町外者による新規利用予約不可		
皆野町文化会館	利用時間：午後8時まで 利用定員の半数まで		
皆野総合センター	・調理室 ・幼児コーナー(図書室内)	利用休止	皆野総合センター ☎62-0454
	上記以外	利用時間：午後8時まで 利用定員の半数まで	
ふれあいプール・ホット(勤労福祉センター)	利用時間：午後8時まで 各利用時間50人まで 採暖室利用休止	ふれあいプール・ホット ☎62-5330	
お試し居住用住宅「来てみ～な」	利用休止	産業観光課 ☎62-1462	

※今後の状況により変更になる可能性があります。利用の際は所管にお問い合わせください。